平成２３年（フ）第３７８号
東京都国分寺市東戸倉２丁目８番地４シティハイム・ラ・フルール201
債務者　中村　美雅
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１５４号
大阪府豊中市上野西３丁目16番56―202号
債務者　畑山　鉄文
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７９号
静岡市清水区宝町５番１―204号
債務者　角田　俊一
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８３号
静岡市清水区押切1429番地　ゴルジュ押切Ａ―102号、旧住所静岡市清水区押切2354番地　サニーサイドハイツ104
債務者　髙井美奈子
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５号
北海道足寄郡足寄町下愛冠２丁目２番地５
債務者　安久津阿紀（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
北海道帯広市西７条南12丁目５番地、住民票上の住所北海道河西郡更別村字更別南１線98番地78
債務者　高橋　典子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
北海道帯広市南の森西３丁目２番14号
債務者　気鯡　恵治
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
北海道帯広市南の森西３丁目２番14号
債務者　気鯡　優子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

免責許可決定

平成２２年（フ）第１７０５号
仙台市太白区八木山南３丁目14番地の９　ライジングメイツ105
破産者　佐藤　光史（旧姓佐佐）
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６４号
仙台市泉区向陽台４丁目14番23号
破産者　田村　和幸
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９００号
宮城県多賀城市高崎１丁目８番２号
破産者　板橋　洋武
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６号
秋田県横手市朝日が丘３丁目20番６号
破産者　真田　寛之
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第３５６号
福島県伊達市沓形27番地１　ベル　ブリーズ・ＳⅡ205
破産者　和田　文明
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３７９号
福島県伊達市箱崎字原８番地
破産者　高橋　　薫
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３９５号
福島市飯坂町平野字檀ノ腰26番地の１　サンハウスＡ201
破産者　山田真紀子
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２号
福島県郡山市希望ヶ丘20番８号　２―５―41号
破産者　氏家　上雄
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第７号
福島県郡山市田村町上行合字北古川46番地の７
破産者　三瓶ケイ子（旧姓関根・古川）
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３４７号
茨城県古河市小堤705番地１
破産者　諏訪　美香
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第９８１号
神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤２―９―14、住民票上の住所埼玉県所沢市大字山口2535番地の１　ヒルズ西武遊園地203
破産者　手塚　恒夫
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９８２号
埼玉県所沢市大字山口2535番地の１　ヒルズ西武遊園地203
破産者　老沼とみ子（旧姓手塚）
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３号
埼玉県川越市大字砂新田120番地１　サンパレスＡ号棟102号室
破産者　鈴木　　武
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部